

令和 6 年 度 から 令 和 8 年 度 ま で
和 歌 山 県 修 学 奨 励 金 未 収 金 回 収 委 託 業 務
公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル 実 施 要 領

令和 6 年 4 月 5 日

和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課

目次

1	はじめに	1
2	業務の概要	1
3	参加資格要件	2
4	プロポーザル参加に必要な提出物等	2
5	企画提案書等の作成	3
6	質問の受付及び回答等	4
7	企画提案の審査及び事業者の特定に関する事項	4
8	企画提案書の特定	4
9	評価項目及び評価基準	5
10	特定者の取扱い等	5
11	各関係書類提出先（担当部署）	6
12	スケジュール（再掲）	6
13	その他	6

1 はじめに

和歌山県（以下「県」といいます。）は、平成 14 年度から経済的理由により修学が困難な者に対し、修学の奨励と教育の機会均等を図り、もって有為な人材の育成に資することを目的に、和歌山県修学奨励金（奨学金及び進学助成金、以下「修学奨励金」といいます。）を貸与しています。

平成 17 年度から修学奨励金の貸与が終了した者及びその連帯保証人等に対し、修学奨励金返還（以下「返還金」といいます。）の請求を開始しましたが、そのなかで返還金を滞納する者（以下「滞納者」といいます。）が現れ、その額は年々増加しました。

この返還金は、次世代への修学奨励金の貸与に活用するため、その確保は必要であり、「返還の公平性」の観点から滞納者に返還を促し、回収を行う必要があります。

このことから、修学奨励金の返還を促進するため、令和 6 年度 から令和 8 年度まで 和歌山県修学奨励金未収金回収業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」といいます。）への参加に必要な要件及び「和歌山県修学奨励金未収金回収委託事業に係るプロポーザル実施要領（平成 24 年 10 月 10 日施行）」に基づき、プロポーザルの実施等に必要な事項を定めるものとします。

2 業務の概要

(1) 事業年度

令和 6 年度から令和 8 年度まで

(2) 業務名称

和歌山県修学奨励金未収金回収業務委託

(3) 業務内容

別添「令和 6 年度から令和 8 年度まで和歌山県修学奨励金未収金回収業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 業務委託予定債権の内訳

ア 令和 6 年度 72,320 千円

イ 令和 7 年度 116,018 千円

ウ 令和 8 年度 107,130 千円

なお、アは契約締結時、イ及びウは債権の回収状況により業務委託予定債権の額は変動します。

3 参加資格要件

プロポーザルへの参加資格要件は、次の全てを満たすものとします。

- (1) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 4 条に定める弁護士又は同法第 30 条の 2 に定める弁護士法人、又は債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）に基づく債権回収会社（以下「サービサー」といいます。）として同法第 3 条に定める法務大臣の許可を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当しない者で、かつ同条第 2 項の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 経営状況及び経営規模において、契約の履行に支障がないこと。
- (4) 近畿 2 府 4 県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）内に本店、支店又は営業所等の事業活動拠点を有すること。

4 プロポーザル参加に必要な提出物等

プロポーザルに参加する者（以下「参加者」といいます。）は、次の書類を提出するものとします。

- (1) プロポーザル参加表明書（様式 1）
- (2) プロポーザル参加申請書（様式 2）
- (3) 誓約書（様式 3）
- (4) 団体の概要に関する調書（様式 4）
- (5) 役員等に関する調書（様式 5）
- (6) 証明書等

ア 個人・弁護士法人の場合

弁護士会に所属している証明書の写し

イ サービサーの場合

法務大臣の許可書の写し

ただし、法務大臣の許可を取得した時のサービサー名と現在の名称が異なるときは、その関係及び連続性がわかる書類を添付すること。

- (7) 直近の決算報告書又は所得税確定申告書の写し
- (8) 登記事項証明書（法人のみ。※申請時に発行後 3 か月を経過していないものに限り
ます。）

なお、写しを可としますが、登記情報提供サービスをプリントアウトしたものは不可とします。

- (9) 納税証明書等（※申請時に発行後 3 か月を経過していないものに限り
ます。）

ア 和歌山県外に本店、支店又は事業所等がある場合

法人税及び法人事業税又は所得税、並びに消費税及び地方消費税に未納がな

いことを確認できる納税証明書

なお、写しを可とします。

イ 和歌山県内に本店、支店又は事業所等がある場合

和歌山県が課する県税（延滞金等含む。）全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

なお、写しを可とします。

(10) 企画提案書（様式 6・7）及び補足説明資料

5により作成した企画提案書及び補足説明資料を提出すること。

ア 企画提案書

正本 1 部、副本 8 部の計 9 部

イ 補足説明資料

アに同じ

ウ 副本の加工

ア及びイに定める副本はヒアリングで使用するので、応募者が特定できないよう加工すること。

(11) 提出方法及び提出期限等

参加者は、上記(1)から(10)までの書類を次により提出するものとします。

ア 提出方法

(1)は電子メール又はファクシミリ、(2)から(10)までは持参又は郵送によること。

イ 提出期限

(7) (1) プロポーザル参加表明書（様式 1）

令和 6 年 4 月 16 日（火）午後 4 時まで（必着）

(4) (2)から(10)まで

令和 6 年 4 月 26 日（金）午後 4 時まで（必着）

5 企画提案書等の作成

参加者は、次により企画提案書を作成するものとします。

(1) 企画提案書の作成方法

企画提案書は、様式 6 及び様式 7 とし、A 4 判とします。

(2) 補足説明資料の添付

企画提案書の他に、補足説明資料が必要な場合は添付を可とします。

ただし、A 4 判（たて、よこは問いません。）に限ります。

(3) 企画提案書に関する留意事項

ア 企画提案書の作成は、2の(3)に定める業務内容を基に県が満足するものとし、別表 1 に定める事項に留意するものとします。

イ 正本をカラー印刷とする場合は、副本についても同様とすること。

ウ ア及びイに定める副本について、副本はヒアリングで使用するので、提案者の特定又は推測につながる情報（事業者の商号又は名称、所在地、代表者氏名、ロゴマーク等）を一切記載しないものとし、当該情報の記載がある場合は、あらかじめ削除又は墨消し処理をしておくこと。

(4) 企画提案書等の無効

企画提案書等の書類について、2の(3)及び上記(3)の留意事項に適合しないと判断した場合は、無効にすることがあります。

6 質問の受付及び回答等

参加者は、2から5までについて質問があるときは、次により質問を受け付けるものとします。

(1) 質問方法

質問申出書（様式8）を電子メール又はファクシミリにより送信すること。

また、電話にて送信した旨を11の各関係書類提出先担当者まで必ず連絡するものとします。

(2) 提出期限

令和6年4月12日（金）午後4時まで（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、電子メール又はファクシミリにより行います。

7 企画提案の審査及び事業者の特定に関する事項

(1) 審査方法

ア 県職員以外の第三者を含む和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会（以下「委員会」といいます。）の委員を審査員とし、企画競争参加資格を有する者の提案の中から、9の審査基準に基づき、書面審査及びプレゼンテーション審査を行います。

イ 審査に当たっては、公平性、透明性及び競争性の確保を図る観点から、提案者の商号又は名称、所在地、代表者氏名、ロゴマーク等を伏せるものとします。

(2) 審査会（選定委員会会議）の開催

ア 日時、場所及び留意事項等は、4の提出物を精査後、ヒアリング実施通知書により通知します。

8 企画提案書の特定

企画提案書の特定は、次により行います。

(1) ヒアリングによる特定

委員会による特定は、ヒアリングにより行います。

(2) 参加者が1者の場合の取扱い

ヒアリングへの参加者が1者のときであってもヒアリングを実施し、企画提案書を特定します。

ただし、9に定める評価項目及び評価基準により委員会の構成員である委員長及び委員が評価した点数の合計が、各構成員に付与された評価得点の合計の2分の1を超える場合に限ります。

(3) 最高点の者が2者以上ある場合の取扱い

審査員の多数決により選定した最優秀提案事業者を契約候補者に決定します。

(4) 審査結果の通知

ア 契約候補者の決定後、全ての提案者に対して、審査結果（選定又は非選定の別及び当該提案者の評価点）を書面により通知します。ただし、コンソーシアムの場合にあっては、その代表者に対して通知します。

イ 審査結果に対する質問、異議申立て等は認めません。

(5) 選定結果の公表方法及び内容

契約候補者の決定後、次に掲げる事項を和歌山県教育委員会ホームページに掲載して公表します。

ア 契約候補者の名称

イ 全ての提案者（契約候補者を含みます。）の評価点

ウ 契約候補者の選定理由

9 評価項目及び評価基準

委員会の委員長及び委員は、別表2に定める評価項目及び評価基準により企画提案書を特定するものとします。

10 特定者の取扱い等

企画提案書を特定された者（以下「特定者」といいます。）は、次により取り扱います。

(1) 委託契約者

特定者は、本業務の委託契約者とします。

(2) 特定者の取消し

県は、特定者とその後の協議が調わない等、委託契約締結の見込みがない場合は、特定者を取り消すものとします。

(3) 特定者の繰上げ

上記(2)において、次点となった者がいるときは、特定の可否を決定の上、その者を特定者に繰り上げ、委託契約者とします。

11 各関係書類提出先（担当部署）

- (1) 名称
和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班
- (2) 所在地
【持参場所】和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1（和歌山県庁南別館7階）
【郵送先】〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
- (3) 電話：073-441-3663
- (4) ファクシミリ：073-441-3724
- (5) 電子メール：yamakawa_k0005@pref.wakayama.lg.jp
- (6) 担当者：山川

12 スケジュール（再掲）

- (1) 質問書
【提出期限】令和6年4月12日（金）午後4時まで
- (2) プロポーザル参加表明書
【提出期限】令和6年4月16日（火）午後4時まで
- (3) プロポーザル提案書等、必要書類
【提出期限】令和6年4月26日（金）午後4時まで
- (4) プロポーザル審査会
【日時・場所】日時及び場所は、4の提出物を精査後、参加事業者に別途連絡します。
- (5) 決定通知
【決定通知】審査終了後、1週間程度

13 その他

参加者は、次のことに留意するものとします。

- (1) 言語等
このプロポーザル及び契約の手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) プロポーザル参加に要する費用の負担
プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とします。
- (3) プロポーザルに提出された書類等の無効
プロポーザル参加に必要な提出物及び企画提案書等に虚偽又は不正があったときは、無効とします。
- (4) プロポーザルに提出された書類等の変更、返還等
プロポーザル参加に必要な提出物及び企画提案書等は、県に提出後、変更はできません。

また、返還も行いません。

(6) 書類の著作権

参加者が作成したプロポーザルに関する書類の著作権は、参加者に帰属するものとします。

(7) 情報公開

企画提案書、ヒアリング及び特定に関する文書は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県第2号）の規定により公開の請求があった場合は、公開することがあります。

(8) 契約保証金

委託契約者は、本業務の委託契約締結にあたって、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県財務規則第28号）第92条により奨学班が受託者に期待する収納額99,937,545円に、企画提案書に記載した委託手数料の率を乗じた金額の100分の10以上の額に相当する額を県に納付しなければなりません。和歌山県財務規則第93条により、その全部又は一部の納付を免除することができます。